

三石台中央公園遊具等設置工事
要求水準書

令和 8 年 6 月
和歌山県橋本市

1. 工事内容等

- (1) 大型遊具・健康遊具の製作及び設置工事(基礎工事を含む)
- (2) 安全施設設置工事(安全マット、安全柵等)
- (3) 使用上の注意看板等の設置工事
- (4) その他(提案上限金額の範囲内で追加して実施可能な提案があれば積極的な追加提案を求めます。)

2. 要求水準

【目的物に関する事項】

- (1) 提案上限金額
14,990千円(取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)
- (2) 工事場所
三石台中央公園内広場(橋本市三石台地内)
- (3) 設置予定遊具等
 - ① 大型遊具
 - ・1基以上設置
 - ・おおむね3歳から12歳までの幼児及び児童の利用を対象とします。
※インクルーシブ機能を備えており、幅広い年齢層に対応できる大型複合遊具が理想的です。
 - ・大人数が同時に遊べる大型構造で、多様な遊び方(登る・渡る・くぐる・滑る等)が可能な遊具とします。
 - ② 健康遊具
 - ・1基以上設置
 - ・主として大人の利用を対象とします。
 - ・幅広い年齢層が軽い運動のために気軽に利用できる遊具とします。
 - ③ 安全施設(安全保護マット、安全柵等)
 - ④ 使用上の案内(注意)看板
- (4) 配慮事項
 - ① 利用者(特に子ども)が安全・安心に遊べるよう安全対策を講じてください。
 - ② 遊具の基準は以下の指針等に準拠してください。
 - ・「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第3版)」(国土交通省)
 - ・「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(別編:子どもが利用する可能性のある健康器具系施設)」(国土交通省)
 - ③ 遊具の使用期間が長寿命化するように耐久性の優れたものとしてください。
 - ④ 遊具は維持管理(交換・修理)が行いやすい材質・構造としてください。
 - ⑤ 安全領域範囲を考慮し適切に遊具を配置してください。
 - ⑥ 多様な遊びの提供ができるような遊具を設置してください。

- ⑦ 各遊具の対象年齢、遊び方、注意事項などを記載した案内板等を適切に配置してください。
- ⑧ 基礎は、土の流出等による将来的な露出がない構造としてください。
- ⑨ 遊具設置に付随して必要となる整地工事や仮設工事、安全対策費等があれば、総工事費の範囲で対応してください。
- ⑩ 公園施設の一部として、周辺の景観に合った遊具デザイン(遊具の規模や形状、色調、配置等)や空間づくりに配慮してください。
- ⑪ 施工中も遊具広場以外の公園施設(ゲートボール場やグラウンド)は解放予定ですので、公園利用者の安全対策(進入禁止の立て看板やバリケード、交通誘導警備員の配置等)を行ってください。

【施工に関する事項】

- (1) 工期
 - 契約締結日の翌日から令和9年3月17日(水)。
- (2) 埋設物
 - 当該遊具設置エリアの周囲に、給水設備が埋設されていますので、遊具等の設置にあたり、損傷しないよう注意してください。
- (3) 建設副産物
 - 現場より発生する建設副産物(建設残土等)については、適正に処分してください。
- (4) 安全確保
 - 隣接する住宅や施設(グラウンドや紀見北地区公民館等)の利用者や周辺道路を通行される方々の安全を第一としてください。また工事に際しては、工事区域内への侵入等を防ぐ周知看板を設置し、工事期間内の安全に努めてください。
- (5) その他
 - 建築確認申請等の申請が必要となる場合は、市と協議のうえ、申請手続きを行ってください。
 - 契約締結後に設計の変更が生じた場合、変更に関する設計費については支払いを行いません。
- (6) 特記事項
 - 1. 本工事における設計図書は次のとおりとする。
 - ①特記仕様書(別紙)
 - ②施工条件の明示(別紙)
 - 2. 本工事施工にあたり、特に定めのない場合は次の図書に基づくものとする。
 - ①公園緑地工事共通仕様書(令和8年6月)国土交通省都市局公園緑地・景観課
 - ②公園緑地工事施工管理基準(令和8年6月)国土交通省都市局公園緑地・景観課
 - ③土木請負工事必携(令和7年11月)和歌山県
 - A. 土木工事共通仕様書

- B. 土木工事施工管理基準
 - C. 土木工事施工管理基準運用方針
 - D. 工事関係提出書類一覧表
 - E. コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応対策実施要領
 - F. 建設工事公衆災害防止対策要領(平成 5 年 1 月 12 日)
 - G. 建設副産物適正処理推進要綱(平成 14 年 5 月 30 日)
 - H. 再生資源の利用の促進について(平成 14 年 5 月 30 日)
 - I. 道路工事現場における標示施設等の設置基準(昭和 37 年 8 月 30 日)
 - J. 道路工事保安施設設置基準(昭和 47 年 2 月)
 - K. 土木工事安全施工技術指針(平成 13 年 3 月 30 日)
 - L. 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(平成 18 年 4 月 1 日)
 - M. 建設機械施工安全技術指針(平成 17 年 3 月)
- ④工事施工上必要とする各種基準及び関係法令等

① 提案を求める範囲

(1) テーマ・コンセプト

幅広い個性や好みに関わらず、子どもから大人まであらゆる世代の市民が憩い、のびのび楽しめて親しまれる公園となるようなテーマやコンセプト設定についての提案を求めます。

(2) 遊具のデザイン・機能性

自然が多い周辺の景観や地域特性に配慮しつつ、三石台中央公園のシンボルとなる独創性、存在感のある遊具の提案を求めます。また、多様な遊び方(登る、渡る、くぐる、滑る等)が提供されており、子どもの五感や好奇心、チャレンジ精神を刺激し、自発性や創造性、体力の向上に資する構成・機能性を持つ遊具の提案を求めます。

(3) 安全対策

利用者が安全に遊べる配慮や工夫、また、特に子どもの予期せぬ遊び方に対しての対策等について提案を求めます。

(4) 維持管理

ライフサイクルコストに配慮し、維持管理費を低減できる対策や補修・メンテナンスを容易に行うことが可能となる方策についての提案を求めます。

(5) 実現性・積極性

工期内に提案内容を完了させることができる工期設定や技術基準、その根拠となる過去の類似実績の提案を求めるほか、要求水準書には無い事項で、提案上限金額の範囲内で独自の提案がある場合はその内容の積極的な提案を求めます。

(6) 事業費

当該提案内容を実施するために必要となる全体事業費について提案を求めます。

② 施工条件

(1) 搬入道路

周辺の道路舗装を傷つける恐れがある搬入車両の通行については、舗装を傷つけないよう養生等による適切な対応を行ってください。

(2) 施工時間

午前8時30分から午後5時まで

※市や地元関係者が認める場合はこの限りではありません。